

島根県道路整備方針検討業務 業務仕様書

1. 業務名

島根県道路整備方針検討業務

2. 業務目的

島根県内の高規格道路は、国土交通省において山陰道や出雲バイパス等の整備が進められており、令和6年度には安来市から大田市までの山陰道が全線開通する見込みとなっている。また、島根県においては、県東部にてこれまで東林木バイパス、出雲インター線、松江だんだん道路を整備してきており、令和3年度からは松江北道路に着手し、現在事業を進めている。

他方、令和3年4月に国土交通省中国地方整備局が策定した「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」において、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能強化対策が打ち出され、その中で県内の高規格道路のミッシングリンクが示された。また、近年行政や経済界において、ミッシングリンクに示された区間を含む道路整備に関する勉強会や整備効果の検討等が実施されている。

このような状況を踏まえ、本業務では、県東部における交通課題等を把握するとともに、一般道路利用者等の意識調査を行い、今後の県東部の高規格道路の整備方針の具体化に向けた検討を行うことを目的とする。

3. 業務期間

契約日の翌日から令和7年3月28日（金）まで

4. 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、業務内容を確認し業務計画書を作成する。また、業務を円滑に遂行するために必要な問題点及び課題について把握・整理する。

(2) 資料収集・現状把握

これまで実施されている県東部を対象とした高規格道路に関する各種検討会、勉強会等の資料を収集し、現状の把握を行う。また、それらを踏まえ、大まかなエリアまたは区間分けを行い、それぞれの現状、課題等の整理を行う。

(3) 交通課題に関する意識調査

上記(2)で把握した現状を踏まえ、交通課題に関する一般利用者の意識を把握するため、地域住民へのアンケート、企業・団体へのヒアリング、オープンハウス等により調査を行う。また、その調査結果のとりまとめを行う。なお、調査対象及び調査項目は受注者により提案することとする。

※意識調査の手法については、郵送、基礎自治体を通じた配布、直接のヒアリング、Web調査等、目的を達成するために効果的な方法とし、発注者として限定はしない。

なお、実施に際して関係機関との協議等が必要な方法について、実現の見込みが高いと考えられる方法については提案を行ってもよいが、その場合は、実施ができなかった際の対応も含めた提案とすること。

(4) 調査結果の整理

上記(3)の調査結果を整理し、それを基に上記(2)で把握している現状との比較、検証を行い、優先的に整備を行う区間の洗い出しを行う。

(5) 関係者会議運営支援

上記(2)や(4)の資料等を基に、業務期間内に実施を予定している関係者会議に必要な資料作成、印刷、会議運営補助、議事録作成を行う。関係者会議は、上記(3)の意識調査実施前後にそれぞれ1回ずつ行う計画であり、第1回目を令和6年10月、第2回目を令和7年3月に実施する予定としている。なお、会議は20名程度での実施を予定している。

(6) 報告書作成

業務全体の成果を取りまとめ、報告書を作成する。

5. 成果品

業務完了に伴い提出する成果品は以下のとおりとする。

- ・紙媒体 1部
- ・電子媒体 (CD-R または DVD-R) 2部

6. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県担当職員及び関係機関と適宜協議を行う等、十分に調整して行うこと(協議回数は発注者として限定しない)。なお、本業務委託における打合せや協議を行った際は、協議記録簿をすみやかに作成し、相互確認のうえ、発注者に提出すること。
- (2) この仕様書に規定するもののほか、受注者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合、または仕様書に記載のない事項については、発注者と協議し決定すること。